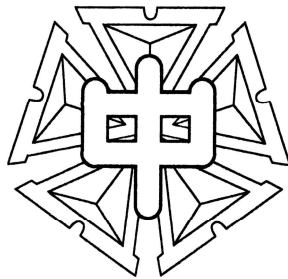


令和5年度



# 五城中学校 生徒心得集

年 組 番 氏名

## <はじめに>

この「五城中学校生徒心得集」は、この1年間、五城中学校でみなさんの学校生活が充実したものになるよう、4月スタート時に配付されるものです。内容は学校生活での約束事や心得をはじめ、生徒会活動・部活動について書かれてあります。しっかりと確認をし充実した学校生活を送ることができるようにしましょう。

五城中学校生徒指導部

## <目次>

◇ 学校のきまり ◇	.....	1
◇ 私たちの約束 ◇	.....	2
◇ 部活動について◇	.....	4
◇ 生徒会活動 ◇ (組織図・会則・役員選挙管理規定)	.....	5
◇ 教育目標 ◇	.....	9
◇ 校 歌 ◇ (生徒会歌・応援歌)	.....	10

# ◇ 学校のきまり ◇

## 〔1〕 登校，下校について

- (1) 登校は，8時25分までに自分の席に着く。
- (2) 欠席・遅刻・早退の連絡は，原則として保護者が8時10分までに学校へ，まなびポケットで連絡する。
- (3) 登校後，原則校外への外出はできない。
- (4) 登校は，徒歩とする。自転車通学は認めない。
- (5) 登下校の際，途中で買い食いや寄り道をしないこと。また，横に広がらない（2列以上にならない）で歩道を歩くこと。
- (6) 部活動以外の諸活動は原則16時45分までとし，必ず担当教師の許可を受けて活動する。
- (7) 休日等，用事で校内に入る場合は，必ず職員室で許可を受けること。

## 〔2〕 服装，身なりについて

- (1) 登校時は奨励服を着用する。下校時は，運動着も認める。部活動で朝練習がある場合も制服で登校すること。
- (2) 通学用の履き物は，基本的に運動靴とする。
- (3) 靴下は基本的に白色，灰色，黒色など華美にならないものとする（ワンポイント可）。学生服・奨励服着用時は，くるぶしが隠れるものとする。柄物は禁止。
- (4) 髪は，清潔感のある髪型を心掛ける。  
染色・脱色などは禁止する。また，極端な刈り上げ等は禁止とする。髪が長い場合は編むか，黒・紺・こげ茶のゴムで結ぶこと。ヘアピンは黒色とし，リボンやカチューシャなどは使用しない。
- (5) A・・・黒色標準学生服・黒スラックス（スゾは標準幅）・ワイシャツ・名札・襟章  
B・・・紺色ブレザー・スカート（丈は膝がかくれる程度）・スラックス  
白ブラウス・赤リボン・名札・襟章  
※登下校の時には上記の服装を着用すること。
- (6) 体育着の着用は，体育や指示のあった授業・部活動・清掃・必要な活動時の2時限前からまたは昼休みから着用すること。  
※五城中黒Tシャツは校内での活動の他，奨励服の下に着用してよい。
- (7) 冬の服装について  
\*防寒着については，部活動で認められている物，華美にならない物とする。  
\*セーター，ベストはVネックのセーターとし，色は黒・紺・グレーとする。  
丸首やタートルネックは禁止とする。  
\*黒色，肌色のストッキングの着用も認める。  
\*寒い場合は教室でも膝掛けも可とする。また，どうしても寒い場合，授業担当者に許可をもらい，上着を着て授業を受けてもよい。
- (8) アクセサリー類（ネックレス・指輪・ペンダント・ブレスレット・ピアス等）の使用は禁止する。また，化粧（眉を細く剃ることも含む）も禁止とする。
- (9) カバンは，五城中指定カバンを使用する。荷物が多い場合にはサブバックの利用を認める。
- (10) その他  
①生徒証は登下校を含めた学校生活また外出時には携帯する。事故や身分証明のため提示を求められた場合，すぐに見せることができるようする。  
②登下校中や放課後に事故や不審者遭遇などがあった場合には警察に通報後，学校にも連絡をする。 Tel 234-0451（職員室）

- ③ 飲水ボトル(水筒)は、体調管理のため通年利用できる。中身は、水・お茶・スポーツ飲料とする。ただし、飲水時間については、原則として休憩時間とする。
- ④ 携帯電話については、校内への持ち込みは禁止とする。ただし、事情により持ち込みが必要な場合には、持ち込み許可申請証の申請を行う。申請後に携帯電話を学校に持ってきた時には、登校後に電源を切り、担任に預けて放課後に受け取るようにする。また、校内では使用しないこととする。
- ⑤ 「五城中ケータイ・スマホ安全利用宣言」に基づき、通信機器・インターネットの安全利用を心掛ける。

## ◇ 私たちの約束 ◇

### 〔1〕 学習面について

- (1) 授業は集中して取り組み、積極的に発言しよう。
- (2) わからないところはそのままにせず、先生に質問をしよう。
- (3) 予習・復習を習慣化しよう。
- (4) 家庭学習は学年＋1時間をめやすに取り組みよう。
- (5) 「できた!」「うまくいった!」という喜びを味わえるところまで努力しよう。

### 〔2〕 生活面について

- (1) 適切な言葉づかいや行動を心掛けよう。
- (2) 「早寝・早起き・朝ごはん」を習慣化し、規則正しい生活を心掛けよう。
- (3) 当番や係、委員会活動は責任を持って取り組みよう。
- (4) 校内においては走ったり、大きな声を出したりせず、落ち着いた行動を心掛けよう。
- (5) 友達同士や、来校者、先生にさわやかなあいさつをするように心掛けよう。
- (6) 相手の気持ちになって考え、「いじめ」のない学校をつくろう。

### 〔3〕 授業を受けるマナー・休憩時の行動について

- (1) 常に学習環境を整備し、教室内はいつもきれいな状態を保とう。
- (2) 始業チャイムで席に着き、次の授業の用意は、休憩時間中に整えておくようにしよう。
- (3) 始めと終わりのあいさつをきちんとしよう。
- (4) 規定の服装で授業に臨むようにしよう。
- (5) 学習用具の忘れ物をしないように気を付け、友達との貸し借りはしないようにしよう。
- (6) 授業中の私語は慎み、席を勝手に移動しないようにしよう。
- (7) 特別教室での授業の際は、休憩時間中に移動を完了しよう。
- (8) 用事があってやむを得ず遅れて教室に入る場合は、教師に必ず理由を告げよう。

### 〔4〕 職員室の出入り、保健室利用について

- (1) 職員室に用事のある場合は、用件が伝わる声の大きさと、自分の所属と名前、用件を告げ、先生方に応対してもらおう。(部室・施設の鍵は、顧問や在室の先生が対応します。)
- (2) 保健室を利用する場合は、体調のすぐれない人がいると考えて、出入りは静粛にしよう。
- (3) 保健室の利用は1時間までとし、体調が回復しない場合は保護者に連絡をしてもらい、家で静養したり病院を受診したりしよう。

## 〔5〕所持品・金銭について

- (1) 所持品には学年、組、氏名を記入しよう。
- (2) 学校には学習に必要なもの以外は持ち込まないようにしよう。
- (4) 事情があり金品を持ってきた場合には、必ず担任または担当の先生に届けましょう。
- (5) 生徒間の金銭の貸し借り、物品の売買はしないようにしよう。
- (6) 学校へ給水のため持ち込む飲料（水、お茶、スポーツドリンク）はペットボトルを使わず水筒に入れて持ってくるようにしよう。

## 〔6〕校舎・校具の使用について

- (1) 校舎、校具、校庭など公共物を使用する場合は、必ず係の先生に連絡し、許可を受けましょう。
- (2) 公共物を破損した場合は、すぐ先生に連絡し、指示を受けましょう。
- (3) 鍵を使用する場合は、担当の先生の許可を得て、使用後は必ず担当の先生に返すようにしよう。
- (4) 普段は、屋上や非常階段、ベランダの使用は禁止です。また、上履き・外靴の通行区分を守りましょう。
- (5) 移動教室時は、教室の窓や扉を閉めて消灯しましょう。

## 〔7〕校外生活について

- (1) 外出するときは、目的・行き先・同伴者・帰宅時間などを保護者に告げ、生徒証を常に所持しよう。午後6時（冬季は5時）以降は保護者に同伴してもらい、塾や習い事に行く場合は、保護者の責任の下、交通事故や不審者に十分に注意しましょう。
- (2) 自転車を使用する場合は、必ず保険に加入し、できるだけヘルメットを着用し、交通ルールを守って事故の被害者にも加害者にもならないように十分に注意をしましょう。
- (3) ゲームセンターへの出入りは禁止です。カラオケボックスの利用は保護者同伴でも慎むようにしましょう。
- (4) 川遊び、ボート遊び、夜釣りは保護者同伴でも禁止です。
- (5) 旅行・登山・ハイキング・キャンプなどは計画によっては、有効ですが、生徒同士では絶対避け、保護者もしくは、それに代わる責任者が同行してもらいましょう。
- (6) 生徒同士の外泊はしないよう心掛けましょう。
- (7) 中学生のインターネットや携帯電話によるトラブルが発生しています。有害サイトへのアクセスをせず、個人が特定される情報（名前、写真、住所等）を載せてはいけません。また、SNS上で悪口や愚痴を書き込むことも絶対にしてはいけません。

※校外生活の(1)～(7)まで仙台市内の小中学校共通の約束です。

# ◇ 部活動について ◇

「スポーツと文化の五城」のスローガンのもと活動に汗を流し、仲間との絆を強めたり、心身ともに成長することができるように一生懸命に取り組みましょう。

## 〔1〕部活動時間について

### (1) 通常の活動時間

16:00～16:45終了(17:00完全下校)が原則活動時間。

※1年生は4月28日(金)までは17:00下校。

### (2) 延長する場合の活動時間

時期	延長可能な時間	留意点
4月～5/19 中総体終了～9/15	～18:00(完全下校18:10)	いずれの延長も、活動開始から2時間程度で終了とする。(朝練習をする場合は、延長をしないか、放課後の練習を30分繰り上げて終了とし、併せて2時間程度を超過しないようにする。) 6時限を前提に設定しているため、5時限(とくに木曜)の時は、完全下校が繰り上がる場合がある。(例)50分授業→17:30 45分授業→17:00
中総体4週前～中総体前日 (5/22) (6/9) 新人戦4週前～1学期末 (9/19) (10/6)	～18:30(完全下校18:40) (運動部＝中総体・新人戦・〇〇大会)	
2学期～10月末 (10/12)	～18:00(完全下校18:10)	
11月～2月	～17:30(完全下校17:40)	
3月	～18:00(完全下校18:10)	

## 〔2〕服装について

- (1) 部活動の服装は体育時の服装を原則とするが、活動に適した顧問の指示したものでもかまわない。

## 〔3〕活動時について

- (1) 事前、事後の準備や整理体操を十分に行う。
- (2) 顧問や部長の指示に従い、整然と活動する。
- (3) 周囲に危険がないかしっかりと確認をして練習する。
- (4) 熱中症対策をしっかりと行い、こまめに水分補給や休憩を入れる。

## 〔4〕対外試合について

- (1) 相手の顧問や選手に敬意を払い、さわやかなあいさつを心掛ける。
- (2) 相手との交流を通して互いに切磋琢磨し、心身の向上に努める。
- (3) 対外試合での移動の際、自転車利用は禁止である。

## 〔5〕入退部手続きについて

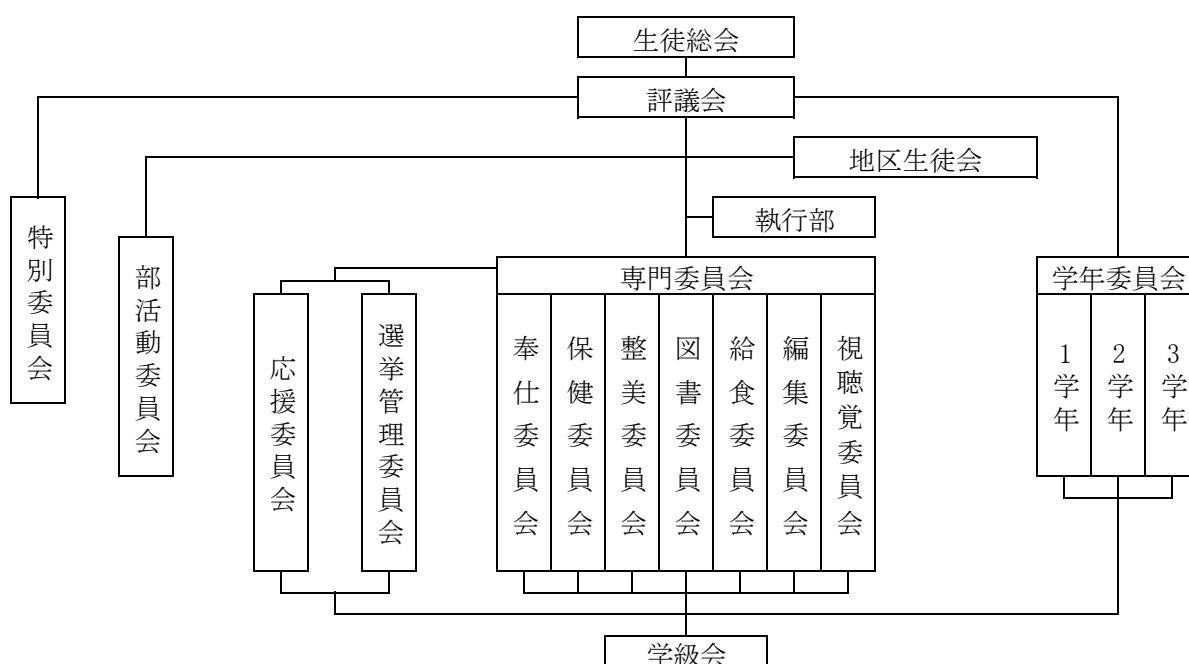
- (1) 正式入部は入部届の提出をもって認める。
- (2) 相手との交流を通して互いに切磋琢磨し、心身の向上に努める。
- (3) 3年間同じ部活動に所属することが望ましいのですが、事情により退部、転部をする場合には顧問や担任の教師としっかりと相談をした上で手続きを行う。

## 〔6〕その他

- (1) 部活に参加する際には荷物を教室に置かずに活動場所へ持って行く。
- (2) 部活の用具を大切に、いつもきちんと管理する。
- (3) 練習場所の後始末や戸締まりはきちんとする。
- (4) 体育館の使用は、割り当てをきちんと守る。
- (5) 部室は各部員が部長を中心に整然と管理する。
- (6) 期末考査4日前、中間考査3日前からそれぞれ部活動を中止する。
- (7) 万が一、事故発生の場合は直ちに顧問に連絡し、その指示を受ける。

# ◇ 生徒会活動 ◇

## 《生徒会組織図》



## 《生徒会 会則》

### ◇第1章 総 則◇

- 第1条 本会は、仙台市立五城中学校生徒会と称する。
- 第2条 本会は、本校教育目標に基づき、会員の自主的活動を通して、明るい校風の樹立に努め、おたがいの友情を深めると共に、民主的社會生活の態度を養うことを目的とする。
- 第3条 本会は、会の目的を達成するために、生徒の総意に基づいて活動する。
- 第4条 本会は、仙台市立五城中学校の生徒で組織する。
- 第5条 本会の会員全てには、次の権利と義務がある。
- 1 役員選挙権、被選挙権。
  - 2 部、委員会において活動する権利。
  - 3 会の運営について意見を述べる権利。
  - 4 生徒総会、学級会に出席する義務。
  - 5 評議会その他の会において傍聴する権利。
  - 6 本会の書類を調べる権利。(ただし、生徒会役員許可を得ること)
  - 7 会費を納める義務。

## ◇第2章 組 織◇

第6条 本会の目的を達成するため、次の委員会を設ける。

- 1 専門委員会[視聴覚・編集・給食・図書・整美・保健・奉仕]
- 2 学年委員会
- 3 部活動委員会（運動部・文化部委員会）
- 4 選挙管理委員会
- 5 応援委員会
- 6 特別委員会

## ◇第3章 会 議◇

第7条 本会に次の機関をおく。

- |         |           |
|---------|-----------|
| 1 生徒総会  | 7 事務局会    |
| 2 評議会   | 8 選挙管理委員会 |
| 3 執行部   | 9 応援委員会   |
| 4 学年委員会 | 10 特別委員会  |
| 5 学級会   | 11 地区生徒会  |
| 6 専門委員会 | 12 部活動委員会 |

第8条 (1)生徒総会は、本会の最高の議決機関であって、原則として毎年5月の1回、会長が招集し、会則改正、予算、決算、役員任命その他の活動について審議承認する。  
(2)生徒総会は原則として全会員の出席で成立し、議決する場合には、出席会員の過半数の賛成を必要とする。  
(3)全会員の3分の1以上の要請があった場合、または評議会が必要と認めた場合には、会長は臨時に総会を開かなければならない。

第9条 (1)評議会は、総会に次ぐ議決機関であって、毎月1回会長が招集し、生徒会活動の重要事項を審議する。  
(2)評議会は、生徒会役員、各学年委員(2名)及び専門委員長をもって構成する。  
(3)会長が必要と認めた場合、会長は臨時に評議会を招集することが出来る。

第10条 執行部は生徒会の執行機関として、生徒会活動に関する計画を立案し、その執行にあたる。

第11条 学年委員会は、学年毎に組織し、各学年委員(2名)で構成する。この会は毎月定例会を開き、学年の諸活動の企画運営をする。

第12条 (1)専門委員会は、おののおの、各学級で選ばれた委員で構成し、毎月定例会を開き、会員の学校生活の向上のため活動計画をたて、その実施にあたる。

○視聴覚委員会…校舎内の掲示物の工夫管理、教室内の掲示物の作成管理、放送活動をする。

○編集委員会…学級新聞・学校新聞・五城誌の編集発行をする。

○給食委員会…給食運搬の点検活動や、準備・後始末の呼びかけを行い、効果的な配膳や食事のマナーの指導をする。

○図書委員会…図書館便りの発行や図書館の本の整理・貸し出しを行う。

○整美委員会…昇降口清掃や清掃点検をし、全校清掃の際の計画を立て、校内の美化の指導をする。

○保健委員会…保健便りの発行や衛生検査の実施・諸健康診断の介助やけが人病人の世話をする。

遅刻検査、服装検査などを実施し、五城中生としての望ましい生活のあり方を考えていく。

○奉仕委員会…募金活動や書き損じ葉書の回収などの奉仕活動を中心に、落ち葉清掃や校舎内外の緑化活動の計画と実施を行う。



- (2)各委員会正副委員長は、その委員会の委員によって互選する。
- 第13条 選挙管理委員会、応援委員会は、各学級から選ばれた委員で構成し、それぞれの任務を受けもつ、選挙管理規定は別に定める。
- 第14条 特別委員会は、必要に応じて臨時に設けられる機関で、評議会の決定を必要とし、その目的の達成のために活動する。
- 第15条 地区生徒会は、本会の会員で組織され、各地区毎に集会を開き、地区の行事を計画し、校外生活の充実をはかる。
- 第16条 (1)部活動委員会は、運動部・文化部の各部長により構成し、部活動全体の発展のため、その任務にあたる。  
(2)運動部委員会、文化部委員会は、それぞれ各部の部長で構成し、会の必要に応じて各委員長が招集する。
- 第17条 会議はすべて構成員の3分の2以上の出席で成立し、議事は、出席者の過半数の賛成によって決定する。

#### ◇第4章 役員◇

- 第18条 生徒会執行部に次の役員をおく。  
・会長(1名) ・副会長(2名) ・監事(2名) ・会計(2名) ・書記(2名)  
学級の委員が生徒会役員に選出された場合には、その学級の委員の任務を解く。
- 第19条 会長、副会長は本会の選挙規定に従い会員の公選によって選出する。監事、会計、書記は会長が委嘱する。
- 第20条 生徒会役員の任務は次の通りとする。  
1 会長は会を代表し、本会の仕事を司る。  
2 副会長は会長を助け、事情によっては会長に代わる。  
3 監事は本会の物品、会計の監査にあたり会の運営に不正がないかを調べる。  
4 会計は本会の会計にあたり、書記は評議会、総会の書記をつとめるとともに、本会の記録保管の責任を持つ。
- 第21条 生徒会役員の任期は、2学期始業式から、翌年の1学期終業日までの1年とする。
- 第22条 本会の会長・副会長に欠員が生じた場合は、次点者以下を繰り上げ、補充する。さらにみえない場合は、ただちに補欠選挙を行う。また、その他の役員に欠員が生じた場合は、会長が委嘱補充する。ただし、任期は前任者の残任期間とする。
- 第23条 本会の顧問に先生方を依頼し、あらゆる機会に指導と助言をいただく。

#### ◇第5章 学級会◇

- 第24条 学級において、学年委員、視聴覚・編集・給食・図書・整美・保健・奉仕委員(学年委員、保健委員、整美委員、給食委員は男女各1名、それ以外は各学級から2名)、選挙管理委員(1名)の各委員を選出する。
- 第25条 学年委員、専門委員の任期は、1学期、2学期の二期制とする。  
選挙管理委員は選挙時のみ活動する。

#### ◇第6章 会計◇

- 第26条 本会の会計は会員の会費、その他の収入をもってあてる。
- 第27条 会費は年額3,500円として、10回に分けて納める。
- 第28条 予算及び決算は、生徒総会で審議され、総会で可決または承認されたときに成立する。
- 第29条 本会の会計年度は4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

#### ◇第7章 補則◇

- 第30条 会則の改正は、改正案が評議会で過半数の賛成を得て総会に提出され、総会の出席者の

過半数の賛成を必要とする。

第31条 本則の細則は、それぞれの機関で立案し、評議会において審議承認する。

#### ◇付 則◇

本会則は、平成5年4月1日より実施する。

本会則は、平成13年11月17日より改正・実施する。

本会則は、平成26年5月29日より改正・実施する。

本会則は、平成27年5月28日より改正・実施する。

本会則は、平成29年5月29日より改正・実施する。

## 《生徒会役員選挙管理規定》

### ◇第1章 目的◇

第1条 生徒会役員の選挙が公正に行われることを目的とする。

### ◇第2章 組織◇

第2条 生徒会役員選挙にあたっては選挙管理委員会を設置する。

第3条 選挙管理委員会は、各学級1名の委員をもって構成する。

第4条 選挙管理委員会は、互選により委員長1名、副委員長2名を選出する。

### ◇第3章 会議◇

第5条 選挙管理委員会は委員長が招集し、全委員の3分の2以上の出席により成立する。

第6条 選挙管理委員会は会議の記録を作成し、会議の結果を必要ある場合は全生徒に報告する。

### ◇第4章 職務◇

第7条 選挙管理委員は、選挙があくまでも公正に行われるよう忠実に職務を遂行する。

第8条 選挙管理委員会は立候補者のため立会演説会の準備進行を司る。

第9条 選挙管理委員会は投票日20日前に公示を行う。

第10条 選挙管理委員会は公示とともに所定の立候補届け出用紙、立候補者ポスター用紙を用意する。

第11条 選挙管理委員会は、選挙運動に対し不正のないように注意する。

第12条 投票は各学級選挙管理委員立ち会いのもとに行い、終了後委員会は、票数と投票者数を確認し厳重に保管する。

第13条 選挙管理委員会は、顧問立ち会いの上、定められた日に開票し、その結果を選挙管理委員長の名のもとにできるだけ早く発表する。

第14条 選挙管理委員会は、開票後会長候補者の最高得票者を会長とし、副会長候補者から得票数順に各学年1名を副会長として校長の確認を得て決定する。

### ◇第5章 立候補者◇

第15条 立候補者は、会長候補者、副会長候補者とする。

第16条 会長に立候補できるのは2年生、副会長に立候補できるのは、1年・2年生の生徒とする。

第17条 立候補届出は、公示後7日以内とする。

第18条 立候補者は、推薦母体と担当教師の認印とをもって所定の届出用紙に必要事項を記入し、選挙管理委員長に届け出る。

第19条 立候補者は選挙管理委員会で示された所定の立候補者ポスターを指定された場所に貼付する。

第20条 立候補者は、次のことを守らなければならない。

1 立候補者ポスターの枚数は、5枚以内とする。

- 2 放送や立会演説会における演説は、虚偽や生徒が実現不可能なこと、また、他の立候補者を批判するようなことを言ってはならない。
- 3 不正な行為による票集め（電話や SNS を介して、個別またはグループへ投票調査や依頼も含む）をしてはならない。

第21条 本会の顧問に先生方を依頼し、あらゆる機会に指導と助言をいただく。

◇付 則◇

本規定は、昭和62年11月6日より施行する。

本規定は、平成13年11月17日より改正・施行する。

本規定は、平成26年 5月29日より改正・施行する。

本規定は、平成29年 5月29日より改正・施行する。

## ◇ 教育目標 ◇

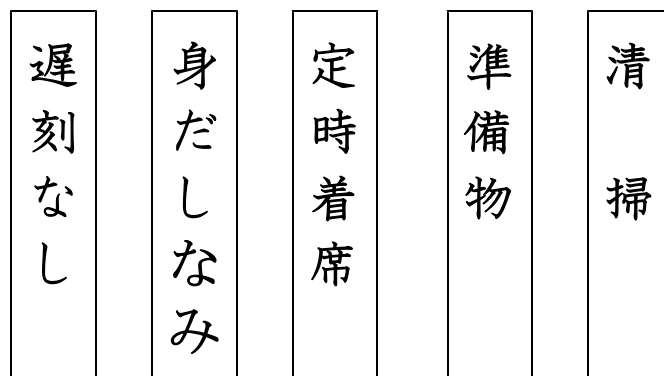


### 《私たちの努力目標》

- 基本的な生活習慣を身につける
  - ・ 時間のけじめ
  - ・ 正しい服装
  - ・ 元気なあいさつ
- 温かい思いやりと協調性を持つ
  - ・ 級友と仲良く
  - ・ 自分の役割を果たす
- 忍耐力と集中力をやしなう
  - ・ 授業、行事、生徒会活動への積極的な参加



## 五原則



## 校 歌

山本 正 作詞

海鋒義美 作曲

- 1 五城という名に 因<sup>ちな</sup>む<sup>さと</sup>郷  
紫の雲 立ちこむる  
気もさわやかな 北<sup>ほくりよう</sup>陵<sup>の</sup>  
尊<sup>そび</sup>ゆるいらか 学<sup>まなびや</sup>校<sup>の</sup>に  
若<sup>いのち</sup>き生命<sup>を</sup>を 学<sup>さち</sup>ぶ幸
- 2 櫟<sup>けやき</sup>林<sup>ばやし</sup>の 並<sup>な</sup>み<sup>た</sup>て<sup>る</sup>  
青葉<sup>あお</sup>の香<sup>か</sup>り 息<sup>いき</sup>吹<sup>ふ</sup>き<sup>し</sup>て  
世<sup>よ</sup>紀<sup>き</sup>の子<sup>こ</sup>等<sup>ら</sup>は た<sup>く</sup>ま<sup>し</sup>く  
も<sup>も</sup>ゆる知<sup>ち</sup>性<sup>せい</sup>に 大<sup>おほ</sup>い<sup>な</sup>る  
炬<sup>きよ</sup>火<sup>か</sup>をか<sup>か</sup>げ<sup>て</sup> 今<sup>いま</sup>ぞ<sup>ゆ</sup>行<sup>く</sup>
- 3 浮<sup>う</sup>世<sup>よ</sup>の塵<sup>ちり</sup>を よ<sup>よ</sup>そ<sup>に</sup>し<sup>て</sup>  
希<sup>き</sup>望<sup>ぼう</sup>あ<sup>あ</sup>か<sup>る</sup>き 窓<sup>まど</sup>の<sup>の</sup>辺<sup>へ</sup>に  
輝<sup>あ</sup>ら<sup>ま</sup>る<sup>夢</sup>を 育<sup>そだ</sup>て<sup>つ</sup>つ  
不<sup>ふ</sup>断<sup>たん</sup>の業<sup>わざ</sup>を い<sup>い</sup>そ<sup>し</sup>ま<sup>ん</sup>  
五<sup>ご</sup>城<sup>じょう</sup>中<sup>ちゅう</sup>学<sup>がく</sup> 栄<sup>さか</sup>え<sup>あ</sup>れ

## 五 城 中 生 徒 会 の 歌

松川 佳子 作詞

高橋 敏彦 作曲

- 1 緑の岡に 抱<sup>かか</sup>れ<sup>て</sup>  
校舎<sup>がう</sup>の窓<sup>まど</sup>の 明<sup>あ</sup>る<sup>さ</sup>よ  
清<sup>き</sup>く 正<sup>ただ</sup>しく す<sup>す</sup>こ<sup>こ</sup>や<sup>か</sup>に  
あ<sup>あ</sup>あ<sup>あ</sup> 壮<sup>さかん</sup>なり 五<sup>ご</sup>城<sup>じょう</sup>中<sup>ちゅう</sup>
- 2 蒼<sup>あお</sup>空<sup>そら</sup>探<sup>た</sup>し わ<sup>わ</sup>が<sup>が</sup>理<sup>り</sup>想<sup>がう</sup>  
と<sup>と</sup>も<sup>も</sup>に睦<sup>むつ</sup>み<sup>て</sup> 伸<sup>の</sup>び<sup>び</sup>行<sup>い</sup>か<sup>ん</sup>  
清<sup>き</sup>く 正<sup>ただ</sup>しく 朗<sup>ら</sup>か<sup>か</sup>に  
力<sup>ちから</sup>あ<sup>あ</sup>ふ<sup>ふ</sup>る<sup>る</sup> 生<sup>せい</sup>徒<sup>と</sup>会<sup>かい</sup>

## 第一 応援歌 天は晴れたり

- 1 天<sup>あま</sup>は<sup>は</sup>晴<sup>は</sup>れ<sup>た</sup>り 気<sup>き</sup>は<sup>は</sup>澄<sup>すみ</sup>み<sup>ぬ</sup> 五<sup>ご</sup>城<sup>じょう</sup>楼<sup>ろう</sup>下<sup>か</sup>に  
風<sup>かぜ</sup>薫<sup>か</sup>り 五<sup>ご</sup>城<sup>じょう</sup>健<sup>けん</sup>児<sup>に</sup>の 意<sup>い</sup>気<sup>き</sup>高<sup>たか</sup>ら<sup>か</sup>に  
こ<sup>こ</sup>こ<sup>こ</sup>に<sup>に</sup>立<sup>た</sup>ち<sup>た</sup>る 応<sup>おん</sup>援<sup>えん</sup>団<sup>だん</sup>
- 2 臥<sup>がしん</sup>薪<sup>しん</sup>嘗<sup>しょう</sup>胆<sup>たん</sup> 幾<sup>いく</sup>星<sup>せい</sup>霜<sup>そう</sup>  
今<sup>いま</sup>去<sup>さ</sup>り<sup>ぬ</sup> 不<sup>ふ</sup>滅<sup>めつ</sup>の<sup>の</sup>伝<sup>でん</sup>統<sup>とう</sup> 雌<sup>めす</sup>伏<sup>ふ</sup>の<sup>の</sup>時<sup>とき</sup>や  
固<sup>かた</sup>く<sup>く</sup>守<sup>まも</sup>れ<sup>よ</sup> わ<sup>わ</sup>が<sup>が</sup>選<sup>せん</sup>手<sup>て</sup>
- 3 金<sup>きん</sup>城<sup>じょう</sup>湯<sup>とう</sup>池<sup>ち</sup> な<sup>な</sup>に<sup>に</sup>も<sup>も</sup>の<sup>の</sup>ぞ 必<sup>ひつ</sup>殺<sup>ころ</sup>の<sup>の</sup>球<sup>きゅう</sup>  
天<sup>あま</sup>か<sup>か</sup>け<sup>よ</sup> 五<sup>ご</sup>城<sup>じょう</sup>桜<sup>おう</sup>下<sup>か</sup>に 其<sup>その</sup>の<sup>の</sup>名<sup>な</sup>も<sup>も</sup>し<sup>し</sup>る<sup>く</sup>  
高<sup>たか</sup>く<sup>く</sup>掲<sup>か</sup>げ<sup>ん</sup> 優<sup>ゆう</sup>勝<sup>しょう</sup>旗<sup>き</sup>

## 第二応援歌 戦わんかな

新沼輝彦 作詞

高橋敏彦 作曲

- 1 きたえきたえし わが腕<sup>うで</sup>を  
示すは今日ぞ いまなるぞ  
戦わんかな 堂々と  
栄冠 われに輝やかん  
フレーフレーフレー 五城
- 2 おどるいのちの よろこびは  
腕<sup>かひな</sup>に胸に あふれたり  
戦わんかな 時ぞ今  
栄冠 われに輝やかん  
フレーフレーフレー 五城

## 凱 歌

高橋 斉 作詞

現岡京子 作曲

- 1 紅もゆる若人の  
血潮<sup>けんこん</sup>の色や 乾坤を  
かけし朝<sup>あした</sup>の雲の色  
いざいざ戦わん<sup>はらから</sup> 同胞よ  
勝利<sup>は</sup>に映ゆる獅子<sup>しし</sup>の座は  
五城健児のものなれば  
五城健児のものなれば
- 2 戦いかてり我が友よ  
紫紺の旗の 高らかに  
空にかがやく日章旗  
いざいざたたえん 同胞よ  
勝利に映ゆる獅子の座は  
五城健児のものなれば  
五城健児のものなれば